

令和2年4月8日

関係機関 各位

福井労働局長

令和2年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各関係団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

別紙のとおり、2019年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死傷者数は790人、死亡者数は26人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多く、過去10年で初めて建設業を上回り、製造業における災害は屋内作業におけるものが多くなっています。また、死亡者数は建設業、製造業、警備業で多く、屋外作業において、WBGT値（暑さ指数）を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、被災者の救急搬送が遅れた事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

このため、別添のとおり、令和2年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることといたしました。本キャンペーンにおいては、特に、事業場におけるWBGT値（暑さ指数）の把握の促進や、衣服の通気性等に応じて補正を行ったWBGT基準値に基づく労働衛生管理に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしております。また、本キャンペーンの一環として、各事業場において行うべき管理者向け労働衛生教育に相当する講習会を各地で開催するとともに、職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイトの開設等を行う予定となっています。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場において、別添のキャンペーン実施要綱に係る熱中症対策が図られますよう、特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

